

「週所定労働時間」とは・・・

「週所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その方が通常の週に勤務すべきこととされている時間をいい、この場合の「通常の週」とは、週休日その他概ね1か月以内の期間を周期として規則的に与えられる休日以外の休日（祝日及びその振替休日、年末年始の休日や夏季休日等。）を含まない週をいいます。

※ 週所定労働時間と実態の労働時間との間に常態的な乖離がある場合は、実態の労働時間により雇用区分を判断することとなります。（詳細は、P23 をご覧ください。）

《通常の週の所定労働時間が一定でない場合の取扱い》

例1) 勤務時間数を「週〇時間以内」と定めており、通常の週の所定労働時間が一定でない場合

例えば、雇用契約上、「週30時間以内」としており、シフトを組む時点で、週30時間で勤務を予定している週もあれば、週25時間で勤務を予定している週もあるなど、通常の週の所定労働時間が一定でない場合

⇒ シフトを組んだ際の各週の所定労働時間の年間合計時間数を、対象期間（算定基礎日に在籍している期間をいいます。）の月数で除し、その時間数を次表の「月所定労働時間」欄に当てはめて、常用雇用労働者に該当するか否か、該当する場合の雇用区分は何かを把握します。

週所定労働時間	月所定労働時間	雇用区分
30 時間以上	120 時間以上	短時間以外の常用雇用労働者
20 時間以上 30 時間未満	80 時間以上 120 時間未満	短時間労働者
20 時間未満	80 時間未満	常用雇用労働者に該当しない労働者

※ 月所定労働時間とは、週所定労働時間を1か月を4週間として月換算した時間です。

なお、月の途中で雇入れ又は離職がある場合は、次により週所定労働時間を算出します。

(i) 雇入れ日の属する月における該当週数又は離職日の属する月における該当週数を、次表に基づき把握します。

《雇入れの場合》

雇入れ日	該当週数
1～7 日	4週
8～15 日	3週
16～22 日	2週
23～末日	1週

《離職の場合》

離職日	該当週数
1～7 日	1週
8～15 日	2週
16～22 日	3週
23～末日	4週

(ii) 雇入れの場合は、上記(i)の週数に、これより後、3月31日までの週数(月の途中で雇入れがある月を除く月数×4週)を加えます。離職の場合は、上記(i)の週数に、これより前、4月1日以降からの週数(月の途中で離職がある月を除く月数×4週)を加えます。

(iii) シフトを組んだ際の各週の所定労働時間の年間合計時間数を、上記(ii)の週数で除して、週所定労働時間を計算します。

【雇入れの場合の計算例】

対象期間 4/18～3/31  
週所定労働時間 年間合計時間数÷46週  
(2週+11か月(44週))

【離職の場合の計算例】

対象期間 4/1～5/10  
週所定労働時間 年間合計時間数÷6週  
(2週+1か月(4週))

例2) 勤務日数を月単位で定めており、通常の週の所定労働時間が一定でない場合

⇒ 月の所定勤務日数に1日の所定勤務時間数を乗じた時間数を上記例1)の表の「月所定労働時間」欄に当てはめて、常用雇用労働者に該当するか否か、該当する場合の雇用区分は何かを把握します。

《労働者派遣事業における登録型の派遣労働者の取扱い》

P14～16の「労働者派遣事業における登録型の派遣労働者の常用雇用労働者の範囲」をご覧ください。